

二宮町新型コロナウイルス感染症対策公共施設利用ガイドライン

【令和3年7月1日改定版】

このガイドラインは、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言（令和2年5月4日、5月14日、令和3年3月22日）」を踏まえ、町の施設における感染拡大予防対策として実施すべき基本的事項を示したものです。

各施設においては、政府専門家会議の提言や定められた各業種や施設の種別ごとのガイドラインを参考にするとともに、本ガイドラインに基づいて、感染拡大予防対策を実施してください。

なお、新型コロナウイルス感染症に伴う情勢の変化等により、今後、本ガイドラインを変更することがあります。

1 利用者に実施していただく事項

(1) 利用の自粛

自宅で検温し、発熱または咳・咽頭痛その他の感冒様症状を呈しているときは利用を控えてください。また、過去2週間以内に感染が引き続き拡大している国、地域への訪問歴がある方、感染もしくはその疑いのある方が身近にいる方は、当面の間、利用を控えてください。

(2) 飲食を伴う利用の制限

屋内施設の利用にあたっては、調理を伴う利用については、感染リスクが高いと考えられるため、当面、設備の利用を停止することから、給湯室、調理室及び備え付けの食器等の利用はできません。

また、飲食物の持ち込みによる会食（2人以上で集まって食事をする事）の利用はしないでください。

(3) 利用定員数の縮小

利用定員数が定められた施設については、各施設で定められた利用定員数を上限として利用してください。

(4) マスクの持参、着用

来場する際は必ずマスクを持参し、スポーツ等を行っていない際や会話をする際にはマスクを着用してください。

(5) 道具の持参

使用する道具やタオルについては、極力自分自身で持参し、共用を避けるようにしてください。

(6) 手洗い、手指消毒

利用前に石鹸による手洗い及びアルコール消毒を必ずしてください。

(7) 対人距離の確保等

他の利用者との距離をできるだけ2メートル（最低1メートル）確保してください。強度が高い運動、スポーツの場合は呼気が激しくなるため、より一層距離を空けるようにしてください。加えて、運動・スポーツ中に唾や痰を吐かないようにしてください。

(8) トイレの利用

飛沫を防止するため、トイレの蓋を閉めて汚物等を流してください。

(9) 換気

利用する部屋については、原則30分に1回5分程度、換気してください。

(10) 消毒

利用した部屋の椅子・テーブル等の備品やドアノブなど人が触れる部分については、利用後に消毒を行ってください。

(11) ごみの廃棄

ア 使用済みのマスクは持ち帰ってください。

イ 鼻水、唾液などが付いたごみは、ビニール袋に入れ密閉して廃棄してください。

(12) 合唱、カラオケ等

合唱については、次のとおりとします。ただし、カラオケ設備の使用は自粛してください。

ア マスクは、飛沫拡散防止の効果があるため、原則着用し、対人距離は、(7) 対人距離の確保と同じく、全方向できるだけ2m（最低1m）確保してください。

表現上の問題を勘案して、マスクを着用せずに歌唱する場合は、前後直線2m程度、左右は1m程度を確保し、向かい合う配置は避けてください。また、歌い手から客席までの距離は2m程度確保してください。

イ 連続した練習時間等は、できる限り短くしてください。

ウ 常時換気を原則とし、近距離での大声を徹底的に避けてください。

エ 密室、密閉と考えられる環境下での合唱はできません。

オ その他、「合唱活動における新型コロナウイルス感染症拡大防止のガイドライン（一般社団法人全日本合唱連盟策定）」を遵守してください。

(13) 利用者名簿の作成

団体利用の場合、利用者全員の氏名、住所、連絡先が入った名簿を作成し、利用後1か月間保管してください。利用時に町へ名簿を提出する必要はありませんが、施設利用者から感染者が発生した場合、町及び平塚保健福祉事務所等の公的機関への利用者名簿の提出に応じるようにしてください。

個人利用の場合、名簿の作成は必要ありませんが、学習室等を利用する場合は名

簿への記入をお願いします。

(14) 感染症対策チェックシートの記入

利用前に、施設毎に定められた感染症対策チェックシートを記入し、管理人の駐在する施設については管理人に提出してください。管理人の駐在しない施設については、利用者名簿と併せて保管してください。

(15) LINEコロナお知らせシステムの登録

ア 利用時に、神奈川県が実施するLINEコロナお知らせシステムに登録し、施設のQRコードを読み取るようにしてください。

イ イベントの主催者はイベント毎に登録し、参加者に対してQRコードを読み取るように呼びかけてください。

2 施設管理者において実施する事項

(1) 利用時の注意点の周知

事前に施設利用の注意点をホームページ及び施設の入口などに明示することを徹底する。

(2) マスク着用の周知・確認

着用した上で来場するよう周知する

(3) 手洗い場所の確保、手指消毒剤の設置

入口付近にアルコール消毒液等を配置する。

(4) 来場者の体調の確認

自宅で検温をしていただき、発熱がある場合は入館又は入場をお断りする場合がありますこと、過去2週間以内に感染が引き続き拡大している国、地域への訪問歴がある方、感染もしくはその疑いのある方が身近にいる方は、当面の間、利用を控えていただくことを周知する。

(5) 対人距離の確保

ア 対人距離をできるだけ2メートル（最低1メートル）の間隔を空ける工夫をするよう周知する。

イ 利用定員が定められた施設の利用については、各施設で定められた利用定員数を上限として利用するよう周知する。

(6) 窓口での感染防止策

対面する窓口では、透明ビニールカーテン等により来館者との間を遮蔽する。

(7) 換気

屋内施設については、原則30分に1回5分程度、下記のとおり換気することを周知する。なお、換気ができない場合は利用不可とする。

ア 窓が2か所あり完全に空気を入れ替えることが望ましい。（機械換気でも

可)

イ 窓がない場合は、入口を開放し、扇風機を使用するなど工夫を要する。

(8) ごみの廃棄

ア 使用済みのマスクは持ち帰るよう掲示する。

イ 鼻水、唾液などが付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して廃棄するよう周知する。

ウ ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用する。(ゴミの回収を委託している場合は、マスクや手袋は委託事業者に準備してもらう。)

(9) 飲食を伴う利用の制限

屋内施設の利用にあたっては、調理を伴う利用については、感染リスクが高いと考えられるため、当面、設備の利用は停止することから、給湯室、調理室及び備え付けの食器等の利用は停止する。

また、飲食物の持ち込みによる会食はしないでもらうよう、周知を行う。

(10) 施設内で体調を崩し感染が疑われる者が発生した場合

ア 速やかに別室へ移し、隔離する。

イ 対応する職員は、マスクや手袋の着用等適切な防護対策を講じる。

ウ 帰国者・接触者相談センターに連絡し、必要に応じて救急搬送を要請する。

(11) 合唱、カラオケ等

ア 合唱を行う際も、原則マスクを着用するよう周知し、表現上の問題を勘案して、マスクを着用せずに歌唱する場合は、前後直線 2 m 程度、左右は 1 m 程度を確保し、向かい合う配置は避けることなどを周知する。

イ カラオケ設備の使用自粛を周知する。

(12) 利用者名簿の作成

団体利用の場合、申請者(代表者)に名簿の作成を依頼し、利用後 1 か月間は申請者(代表者)に適正に管理するよう求める。利用時に名簿の提出は求めないが、感染が発生した場合、町及び平塚保健福祉事務所など公的機関へ提出することを明示しておく。

個人利用の場合、名簿の作成を求めるものではないが、一定時間利用者がとどまる学習室等においては、利用者に名簿への記入を依頼する等名簿の作成に努めることとする。

(13) LINE コロナお知らせシステムの登録

ア 施設毎に神奈川県が実施する LINE コロナお知らせシステムに登録し、QR コードを施設の入口に掲示する。また、利用者に対して QR コードを読み取るように周知を行う。

イ イベントの主催者に対しては、イベント毎に登録を行い、参加者に対して QR コードを読み取るように呼びかけるよう促す。